一般社団法人日本原子力学会

0501-03

原子力学会異常事象解説チーム（チーム 110）規約

2025 年 2 月 27 日　第 2 回広報情報委員会承認

（目的）

第１条　広報情報委員会規程（0501）第４条に基づき設置される原子力学会異常事象解説チーム（以下、「チーム 110」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　チーム 110 構成員は、次の各号に掲げる活動をおこなう。

（１）原子力施設における異常事象について、自治体、報道機関からの求めに応じ、科学的でかつわかりやすい解説をする。

（２）この目的のために以下の活動にも参加する。

a）原子力安全部会等と連携して本活動の支援者、後継者を確保・育成する。

b）必要に応じて広報情報委員会の用意する研修等に参加し、コミュニケーション技術を向上する。

c）通常時における自治体、報道機関および一般市民等への解説を必要に応じおこなう。

２　チーム 110 運営要領に活動方針を定める。

３　チーム 110 は、適宜活動状況・問題点を広報情報委員会に報告し、同委員会の指示・助言を得て、活動体制の改善に努める。

（組織）

第３条　チーム 110 は、解説担当者をもって組織する。解説担当者数は 50 名程度とする。

（主査）

第４条　主査は、解説担当者間の互選とする。

２　主査は必要に応じて委員会を招集し、活動を総括する。

（事務局）

第５条　事務局は広報情報委員会があたる。

（解説担当者）

第６条　解説担当者は広報情報委員長が必要と認めた者とする。解説担当者は会員であって、かつ、国や原子力事業者から独立した立場にある学識経験者とする。

（任期）

第７条　解説担当者の任期は原則として 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

（法的免責）

第８条　最善の努力を払ったとしても、限られた情報に基づき、限られた時間の中での判断とならざるを得ないことから、本活動の提供する解説の正確性、信頼性、ならびに本活動において提供された情報が直接、あるいは間接的にもたらした損害については、回答者個人としても「一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）」としても責任は負わない。ただし、解説をおこなった事項について、後日必要な情報等を得ることができた段階で、本会としてより正確な解説を適宜社会に提供することに努める。

（改定）

第９条　本規約の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

（その他）

第１０条　本規約に定めるもののほか、チーム 110 の運営に関し必要な事項は、チーム 110 の定めるところによる。

附則

1　平成 22 年 5 月 28 日　第 509 回理事会制定　同日施行

2　改定履歴

① 平成 24 年 9 月 14 日　第 11 回理事会承認

② 平成 26 年 5 月 26 日　第 2 回広報情報委員会起案、平成 26 年 5 月 28 日　第 7 回理事会承認

③ 平成 28 年 4 月 27 日　第 3 回広報情報委員会承認、平成 28 年 5 月 24 日　第 8 回理事会報告

④ 2025 年 2 月 27 日　第 2 回広報情報委員会承認、2025 年 5 月 29 日　第 8 回理事会報告

附則

1　平成 26 年 5 月 28 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

2　平成 28 年 4 月 27 日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。

3　2025 年 2 月 27 日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。